

| | |
|---------|-------|
| 業務マニュアル | 地総-13 |
| 業務担当者用 | |

| | |
|------|------|
| 廃棄期日 | 後日通知 |
|------|------|

平成30年6月1日

地域警察官による微罪処分事件及び 簡易書式例事件の処理要領について

大阪府警察本部地域部

地 域 総 務 課

目 次

第1 趣旨

第2 微罪処分の処理手続き

| | |
|----------------------------------|---|
| 1 地域警察官が処理することができる微罪処分対象事件 ----- | 1 |
| (1) 要件 | |
| (2) 対象罪種、手口等 | |
| 2 具体的な処理要領 ----- | 2 |
| (1) 被疑者の任意同行と地域係長への報告 | |
| (2) 被疑者の身分確認及び犯歴等の照会 | |
| (3) 地域係長の擬律判断 | |
| (4) 微罪処分事件処理の決定 | |
| (5) 取扱い警察官による被疑者の取調べ、被害者からの事情聴取 | |
| (6) 事件処理担当者による捜査管理と具体的指示 | |
| (7) その他作成する書類等 | |
| 3 決裁及び引継ぎ ----- | 6 |

第3 簡易書式例事件の処理手続き

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1 地域警察官が処理することができる簡易書式例対象事件 ----- | 7 |
| (1) 要件 | |
| (2) 対象罪種又は法令名、手口等 | |
| 2 具体的な処理要領 ----- | 8 |
| (1) 被疑者の任意同行と地域係長への報告 | |
| (2) 被疑者の身分確認及び犯歴等の照会 | |
| (3) 地域係長の擬律判断 | |
| (4) 簡易書式例事件処理の決定 | |
| (5) 取扱い警察官による報告書の作成、被疑者、参考人の取調べ | |
| (6) 捜査主任官による捜査管理と具体的指示 | |
| (7) その他作成する書類等 | |
| (8) 送致書類の編冊 | |
| 3 決裁 ----- | 14 |
| 4 引継 ----- | 14 |

【参考資料】

大阪府警察捜査関係書類簿冊処理規程第2条関係

- ・ 微罪処分手続書（別記様式第30号）

【参考資料1】

「司法警察職員捜査書類簡易書式例」の全部改正について

（平成30年4月4日最高 檢企第106号）関係

- ・ 供述調書（甲の1）((簡) 様式第6号) 【参考資料2】
- ・ 供述調書（甲の2）((簡) 様式第6号の2) 【参考資料3】
- ・ 供述調書（乙の1）((簡) 様式第7号) 【参考資料4】
- ・ 供述調書（乙の2）((簡) 様式第7号の2) 【参考資料5】
- ・ 任意提出書・領置調書・仮還付請書（甲の1）((簡) 様式第4号) 【参考資料6】
- ・ 任意提出書・領置調書・仮還付請書（甲の2）((簡) 様式第4号の2) 【参考資料7】
- ・ 実況見分調書（甲の1）((簡) 様式第5号) 【参考資料8】
- ・ 実況見分調書（甲の2）((簡) 様式第5号の2) 【参考資料9】
- ・ 送致書 ((簡) 様式第8号) 【参考資料10】

第1 趣旨

このマニュアルにおいて、既達「地域警察における微罪処分及び簡易書式例の対象事件等について」（平成30年5月29日例規（地総・刑総・生総）第62号）で定める地域警察における微罪処分及び簡易書式例の具体的な処理要領を定める。

第2 微罪処分の処理手続き

地域警察官が微罪処分する不拘束の [REDACTED] 事件は、次の手続きによって処理する。

1 地域警察官が処理することができる微罪処分対象事件

(1) 要件

ア 軽微で、処罰を要しないと明らかに認められるものであること。ただし、次に掲げる事件を除く。

(ア)

(イ)

(ウ)

イ 被疑者が、次のいずれにも該当する者であること。

(ア)

(イ)

(ウ)

(2) 対象罪種、手口等

ア

イ

ウ

2 具体的な処理要領

(1) 被疑者の任意同行と地域係長への報告

被疑者を取り扱った地域警察官は、被疑者を交番又は警察署等（以下「交番等」という。）に任意同行し、直属の地域係長（不在の場合は、他の地域係長）に事件の概要を報告する。

(2) 被疑者の身分確認及び犯歴等の照会

ア

イ

ウ

(3) 地域係長の擬律判断

ア 報告を受けた地域係長は、直ちに当該交番等に臨場し、事件の概要を把握したうえ、微罪処分による処理が相当かどうかの擬律判断を行う。

その際、的確に事実認定を行い、犯罪の構成要件及び可罰性を充分検討する。

微罪処分による事件処理が相当と判断した場合は、地域課長（地域交通課長を含む。地域課長が不在の場合は地域課長代理、刑事課長（生活安全刑事課長を含む。以下同じ。）又は当直管理責任者。以下同じ。）に報告を行い、その指揮を受ける。

イ

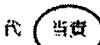
地域警察官が処理することが不適当と

認められる事件は、直ちに被疑者、関係書類とともに刑事課又は生活安全課に引き継ぐものとする。

(4) 微罪処分事件処理の決定

- ア 地域課長は、地域係長からの報告に基づき、微罪処分事件として地域警察官が処理することが相当であると認めたときは、警察署長事件指揮簿（以下「事件指揮簿」という。）により、警察署長の指揮を受けて微罪処分の処理を決定する。
- イ 地域課長は、地域係長の中から事件処理担当者を指名し、事件処理に当たらせる。
- ウ 地域課長は、概ね1カ月を事件処理期限として、事件処理担当者を捜査指揮する。
- エ 地域課長は、取扱い警察官が取調べ室又はこれに準ずる場所において、午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者取調べを行うとき、又は、1日につき8時間を超えて取調べを行うときは、事件指揮簿により警察署長に事前の承認を受ける。
なお、午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者と判明した事件の被疑者取調べについては、類型的に事前の承認を与えられたものと見なし（事前承認の特例）、あらためて事前の承認を受ける必要はないが、事件指揮簿備考欄に、被疑者と判明した時間及び「取調べにつき特例承認」である旨を記載し、当直管理責任者等が押印する。

署長に代わって当直責任者から事前承認を受ける場合の記載例

| 指揮 (承認)印 | 月 日 時 | 指揮(同)事項 | 備 考 |
|-------------|----------------------|--|-----|
| 署 長 | 平成30年3月2日 午後9時28分 | [REDACTED] 被疑事件被疑者を取調べ中であるが、犯行状況の確認のため、午後10時以降も引き続き取調べることを承認する。 | |
| 副署(次)長 | | 代  | |

事前承認の特例に当たる場合の事件指揮簿への記載例

| | | | |
|--------|----------------------|--|---|
| 署 長 | 平成30年3月8日 午前0時10分 | [REDACTED] 被疑事件被疑者を本署に任意同行したので取調べしてよろしいか | 被疑者と特定した日時 3月7日午後11時45分 |
| 副署(次)長 | |  | 取調べにつき特例承認  |

(5) 取扱い警察官による被疑者の取調べ、被害者からの事情聴取

ア 被疑者の取調べ

(ア) 取調べ室又はこれに準ずる場所において、午後10時から翌日午前5時までの間に被疑者の取調べを行うときは、事前承認を受ける。

(イ) 取調べの際は供述拒否権を告知する。

(ウ)

(エ) 被疑者に訓戒を与える。なお、被疑者に対する訓戒については、事件処理担当者が自ら行う場合を除き、原則として検挙した地域警察官以外で当該地域警察官より上位の階級にある地域警察官に確実に行わせるものとする。

(オ) 原則として取調べ状況報告書の作成の必要は無いが、

被疑者を一旦帰宅させる等、

捜査が後日に及ぶときは、取調べ状況報告書を作成しておく。

なお、この場合、取調べ状況報告書の作成要領等については、簡易書式例対象事件の処理要領に準じる。

(カ) 事件処理担当者の指揮の下に、被疑者の承諾を得て、指掌紋記録及び被疑者写真記録を作成するとともに、口腔内細胞を採取する。

イ 被害者に対する措置

(ア)

(イ)

(ウ)

(エ)

ウ 身柄引請人に対する措置

(ア) 親族、雇主その他被疑者を監督する立場にある者、又はこれに代わるべき者を呼び出し、身分証明書等を呈示させ、被疑者との間柄を確認し、今後の監督について注意を与え、所要事項の記載及び署名、押（指）印を求める。

なお、この措置については、事件処理担当者が自ら行う場合を除き、原則として検挙した地域警察官以外で当該地域警察官より上位の階級にある地域警察官に確実に行わせるものとする。

(イ)

(6) 事件処理担当者による捜査管理と具体的指示

指定された事件処理担当者は、事件概要を把握したうえ、総合捜査支援システムにより事案ファイルの登録等を行うとともに、処理に当たる地域警察官に処理手順及び手続き等について次のとおり具体的な指揮に当たる。

ア 取調べ関係

(ア) 取調べを担当する地域警察官に、監督対象行為に該当する行為や取調べ時間について指導し、監督対象行為の絶無を図る。

なお、取調べ経験が少ない地域警察官が取調べる場合は、必要に応じて、取調べ室内に入り、取調べの状況を確認するために立会い、取調べ官に指導、指示を行う。

(イ) 取調べ関係

取調べ状況報告書を作成した場合は、その写しにより警察署長の決裁を受ける。

イ 証拠品等の措置

(ア) 証拠品等は、特に必要な場合を除いては、領置の手続きはとらず、事件処理担当者が立会いして直接被疑者から被害者又は所有者に返還させる。

(イ) 直接返還できない場合は、被疑者から任意提出を求め領置し、領置調書(甲)を作成した後、押収品目録交付書を交付するとともに、その経過を明らかにする捜査復命書を作成し、事後被害者に還付し、還付請書を徴するよう指示する。

ウ 指掌紋記録及び被疑者写真記録の作成と口腔内細胞の採取

事件処理担当者は、被疑者の任意の承諾を得て、指掌紋記録及び被疑者写真記録の作成と口腔内細胞の採取の適否を判断した上、作成を指示する。

エ 微罪処分手続書【参考資料1】

微罪処分手続書は、事件処理担当者が必要な項目が間違いなく記載されていることを確認したうえ、事件処理担当者欄に署名、押印し、各手続書の契印を行う。

(7) その他作成する書類等

ア 身上調査照会

警察署の所在地及び警察署名を記載した返信用封筒(切手を貼付したもの)及び「捜査関係事項照会を行う場合の依頼文の同封について」(平成17年5月27日例規(府民・生総・地総・刑総・交総・備総)第77号)で定める依頼文を宛先に応じて作成し、同封すること。

イ 犯罪統計原票等の作成

(ア) 刑法犯認知情報票(未届けの場合)

(イ) 刑法犯検挙情報票

(ウ) 刑法犯被疑者情報票(成人)

ウ 被疑者カードの作成

事件捜査に従事した地域警察官が、捜査が終了し、被疑者の身元が判明した時点において作成する。

3 決裁及び引継ぎ

- (1) 地域課長は、微罪処分手続書（関係書類を含む。）及び事件指揮簿により署長決裁を受け、刑事課長に引き継ぐ。
- (2) 一件記録（微罪処分手續書、捜査復命書、個人照会結果復命書等の関係書類）は刑事課で保管する。
- (3) 事件指揮簿は地域課で保管する。
- (4) 微罪処分事件の検察庁への報告は、刑事課で行う。

第3 簡易書式例事件の処理手続き

地域警察官が取り扱う簡易書式例対象事件については、次の手続きによって処理する。

1 地域警察官が処理することができる簡易書式例対象事件

(1) 要件

ア

(ア)

(イ)

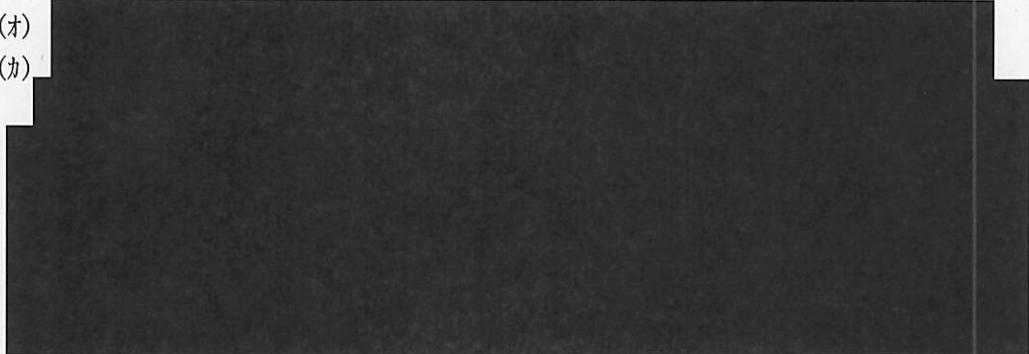
(ウ)

(エ)



(オ)

(カ)



(2) 対象罪種又は法令名、手口等



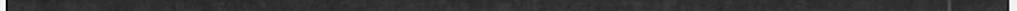
※ 1



※ 2



※ 3



2 具体的な処理要領

(1) 被疑者の任意同行と地域係長への報告

被疑者を取り扱った地域警察官は、被疑者を交番等に任意同行し、直属の地域係長（不在の場合は、他の地域係長）に事件の概要を報告する。

(2) 被疑者の身分確認及び犯歴等の照会



ア

イ
ウ

(3) 地域係長の擬律判断

ア 報告を受けた地域係長は、直ちに当該交番等に臨場し、事件の概要を把握したうえ、簡易書式例事件として処理することが相当かどうかの擬律判断を行う。

その際、的確に事実認定を行い、犯罪の構成要件及び可罰性を充分検討する。

簡易書式例事件による事件処理が相当と判断した場合は、地域課長に報告して、その指揮を受ける。

イ [REDACTED] 地域警察官が処理することが不適当と認められる簡易書式例事件は、直ちに被疑者、関係書類とともに刑事課又は生活安全課に引き継ぐものとする。

(4) 簡易書式例事件処理の決定

ア 地域課長は、地域係長からの報告に基づき、簡易書式例により地域警察官が処理することが相当であると認めたときは、事件指揮簿により警察署長の指揮を受けて事件着手する。

イ 警察署長は、地域係長の中から捜査主任官を指名し、捜査に当たらせる。

ウ 地域課長は、取扱い警察官が取調べ室又はこれに準ずる場所において、午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者取調べを行うとき、又は、1日につき8時間を超えて取調べを行うときは、事件指揮簿により警察署長に事前の承認を受ける。

なお、午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者と判明した事件の被疑者取調べについては、類型的に事前の承認を与えられたものと見なし（事前承認の特例）、あらためて事前の承認を受ける必要はないが、事件指揮簿備考欄に、被疑者と判明した時間及び「取調べにつき特例承認」である旨を記載し、当直管理責任者等が押印する。

署長に代わって当直責任者から事前承認を受ける場合の記載例

| 指 挥 (承認)印 | 月 日 時 | 指 振 (同) 事 項 | 備 考 |
|--------------|----------------------|--|-----|
| 署 長 | 平成30年4月1日 午後9時30分 | [REDACTED] 被疑事件被疑者を取調べ中であるが、犯行状況の追及と、被害品の確認のため、午後10時以降も引き続き取調べることを承認する。 代 [REDACTED] 当責 | |
| 副署 (次) 長 | | | |
| | | | |

事前承認の特例に当たる場合の事件指揮簿への記載例

| | | | |
|----------|----------------------|--|---|
| 署 長 | 平成30年4月8日 午前0時25分 | [REDACTED] 被疑事件被疑者を本署に任意同行したので取調べしてよろしいか | 被疑者と特定した日時 4月8日午前0時15分 取調べにつき特例承認 当責 |
| 副署 (次) 長 | | | |
| | | | |

- (5) 取扱い警察官による報告書の作成、被疑者、参考人の取調べ
- ア 犯罪捜査（事実現認）報告書の作成
- 被疑者の犯行を現認したときの状況又は捜査により被疑者の犯行であると認めるに至った経過を、犯罪捜査（事実現認）報告書に記載する。
- イ 被疑者の取調べ
- (7) 取調べ室又はこれに準ずる場所において、午後10時から翌日午前5時までの間に被疑者の取調べを行うときは、事前承認を受ける。
- (8) 取調べの際は供述拒否権を告げる。
- (9)
- (イ) 被疑者を職務質問し、警察署等へ任意同行後、取調べ室又はこれに準ずる場所において取調べたときは、速やかに取調べ状況報告書を作成する。
なお、その場合は取調べ状況報告書の「その他参考事項」欄に、職務質問を開始した時刻を記載する。
- (オ) 被疑者の取調べ途中に、指紋採取及び写真撮影等を行った場合は、その時間を「取調べ時間」欄、「休憩時間」欄に記載せず、「その他参考事項」欄に「○時○○分から△時△△分の間、指紋採取及び写真撮影等実施」と記載する。
- (カ) 取調べ状況報告書は、当該取調べを行った日（当該日の翌日の午前零時以降まで継続して取調べを行ったときは、当該翌日の午前零時から当該取調べが終了するまでの時間を含む）ごとに作成する。

取調べ状況報告書記載例

| 取調べ状況報告書 | | |
|-----------------|-------------------------------------|---|
| 取 調 べ 年 月 日 | 平成30年 4月2日 | |
| 取 調 べ 時 間 | 0：32～1：28 1：56～2：35 2：57～4：18 | ～ ～ ～ |
| 休 憩 時 間 | 2：35～2：57 ～ ～ | ～ ～ ～ |
| 取 調 べ 場 所 | ○○警察署刑事課○号取調べ室 | |
| 取 調 べ 担 当 者 氏 名 | ○○ ○○ | |
| 被疑者供述調書作成事実 | 有・無 | 1 通 |
| 通訳人の有無及び通訳言語 | 有・無 | ④ |
| そ の 他 参 考 事 項 | 有・無 | ・職務質問開始時間 0時10分 ・1時28分から1時56分の間 指紋採取及び写真撮影等実施 |

ウ 参考人の取調べ

- (ア) 被害者、目撃者等、参考人の取調べを行い、
[REDACTED]

(イ)
[REDACTED]

- (ウ) 被害者及び参考人を招致する際は、深夜に呼び出すなど迷惑のかからない
ように配意するとともに、目撃者等の参考人を招致した場合は、旅費の支給
手続きについて検討する。

エ 被疑者、参考人の呼び出し

都合により取調べができないとき又は取調べが完了しないときは、捜査主任官に
報告するとともに、呼出簿を作成し、日時及び場所を指定して招致する。

オ 被疑者又は参考人等が任意提出した被害品等の処理

- (ア) 任意提出者に簡易書式例「任意提出書・領置調書・仮還付請書（甲の1）」
(以下「任意提出書等（甲の1）という。」) 【参考資料6】の提出物件欄を
記載させ、領置調書を作成する。

この場合、提出物件欄の提出者処分意見欄は、「被害者に返してください。」
等と記載させる。

なお、証拠品として送致すべき物件については、「いりません。」等と
所有権を放棄する旨を明記させ、基本書式例の所有権放棄書を作成させる。

押収物の所有権の無い提出者からの任意提出については、所有権放棄書中の
「所有権」の不動文字2か所を「還付請求権」と加除訂正し、還付請求権放棄書を
作成する。
[REDACTED]

- (イ) 任意提出者に、基本書式例の押収品目録交付書を交付する。

| 記載例 | 還付請求権 | 被疑者 |
|-------------------------|-------|-----|
| | | 罪名 |
| (所有権) 放棄書 | | |
| 平成〇〇年〇月〇日 | | |
| 大阪府 | 警察署 | |
| 司法警察員 | | 殿 |
| 警視正 | | |
| 住居 | | |
| 還付請求権 氏名 | | |
| 下記目録の物件について(所有権)を放棄します。 | | |

カ 遺留証拠品等の措置

被疑者が遺留したと認められる証拠品があるときは、第三者の立会いの下に領置する。

なお、遺留領置した場合、「任意提出書」の空欄に斜線を引き、押印する。

キ 指掌紋記録等及び被疑者写真記録の作成と、口腔内細胞の採取

捜査主任官の指揮の下に、被疑者の承諾を得て、指紋記録等及び掌紋記録等並びに被疑者写真記録を作成するとともに、口腔内細胞を採取する。

ク その他の捜査

必要があると認められる場合は、現場の状況、被疑者の供述、目撃者等について、裏付捜査及び実況見分を実施する。

(6) 捜査主任官による捜査管理と具体的指示

指定された捜査主任官は、事件概要を把握した上、総合捜査支援システムにより事案ファイルの登録等を行うとともに、捜査に当たる地域警察官に捜査手順及び手続き等について次のとおり具体的な指揮に当たる。

ア 事件主担課との連携

当該簡易書式例対象事件を最終的に送致する事件主担課と連携を密にし、指導を受けながら捜査を進める。

イ 取調べ関係

(ア) 取調べを担当する地域警察官に、監督対象行為に該当する行為や取調べ時間について指導し、監督対象行為の絶無を図る。

なお、取調べ経験が少ない地域警察官が取調べる場合は、取調べ室内に入って、取調べの状況を確認するために立会い、必要に応じて取調べ官に指導、指示を行う。

なお、その場合は取調べ状況報告書の「その他参考事項」欄に、「立会者〇〇〇〇 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分」と記載する。

(イ) 取調べ状況報告書を作成したときは、その写しにより警察署長の決裁を受け、犯罪事件処理簿に編冊して保存する。

ウ 押収物の還付・仮還付

押収物の還付・仮還付については、次により捜査主任官が行う。

(ア) 押収品のうち公判廷で利用する見込みがなく、かつ、没収の対象とならないものについては還付する。

なお、還付する場合には、任意提出書（甲の1）又は任意提出書（甲の2）の仮還付請書欄の不動文字「仮」及び「必要なときはいつでも提出します。」を削り、還付請書として使用する。

(イ) 押収品の所有者、保管者又は差出人の請求があるときは、仮還付請書を作成し、押収物を仮還付することができる。

エ 指掌紋記録等及び被疑者写真記録の作成及び口腔内細胞採取

捜査主任官は、被疑者の指掌紋採取及び写真撮影について被疑者の任意の承諾状況を確認し、指掌紋記録等及び被疑者写真記録の作成及び口腔内細胞採取の適否を判断したうえ、指示する。

オ 身柄を引き渡す場合の措置

この措置については、捜査主任官が直接行うことが望ましいが、何らかの理由で行えない場合は、取扱い警察官を指揮して行わせてもよい。

(ア) 親族、雇主その他被疑者を監督する立場にある者、又はこれに代わるべき者を呼び出す。

(イ) 身分証明書等を呈示させ、被疑者との間柄を確認する。

(ウ) 今後の監督につき必要な注意を与える。

(エ) 身柄引請書の内容を確認させた後、所要事項の記載及び署名・押（指）印を求める。

カ その他の捜査

捜査主任官は、現場の状況、被疑者及び目撃者等の供述等から裏付捜査及び実況見分の必要性の有無の判断を的確に行い、

指示を行う。

(7) その他作成する書類等

ア 照会書類の作成

(ア) 前科照会

検察庁に照会する際は、写しを一部添付する。

(イ) 身上調査照会

警察署の所在地及び警察署名を記載した返信用封筒（切手を貼付したもの）及び「捜査関係事項照会を行う場合の依頼文の同封について」（平成17年5月27日例規（府民・生総・地総・刑総・交総・備総）第77号）で定める依頼文を宛先に応じて作成し、同封すること。

イ 犯罪統計原票の作成

(ア) 刑法犯認知情報票

未届事件の場合にのみ作成する。

(イ) 刑法犯検挙情報票又は特別法犯検挙情報票

(ウ) 刑法犯被疑者情報票（成人）又は特別法犯被疑者情報票

ウ 手口記録の作成

地域警察官が取り扱う簡易書式例対象事件のうち、

について、被疑者の取調べをした警察官が手口記録を作成する。

エ 被疑者カードの作成

事件捜査に従事した地域警察官が、捜査が終了し、被疑者の身元が判明した時点において作成する。

オ 犯罪事件処理簿の作成

捜査主任官が作成し、総合捜査支援システムに登録する。

カ 送致書の作成

捜査主任官は、捜査終了時に送致書を作成する。

(8) 送致書類の編冊

作成書類は、日付け順に、おおむね次の順序で編冊する。

- ア 送致書 【参考資料10】
- イ 犯罪捜査（事実現認）報告書
- ウ 被害届
- エ 任意提出書、領置調書、仮還付請書
- オ 参考人供述調書
- カ 取調べ状況報告書
- キ 被疑者供述調書
- ク 捜査復命書
- ケ 個人照会結果復命書
- コ 前科照会書（回答書）
- サ 身上調査照会回答書
- シ 身柄引請書

3 決裁

捜査が完結した後、地域課長は、事件指揮簿（送致一件書類及び犯罪事件処理簿を添える）により署長決裁を受けた後、送致書に警察署長名の署名・押印を受ける。

なお、署長決裁を受ける前に、捜査主幹課から作成書類の確認を受けること。

4 引継ぎ

地域課長は、

関係書類すべてを引き継ぐ。

なお、事件指揮簿については、地域課において保管する。

参考資料 1

別記様式第30号(第2条関係)
(微罪処分手続書用紙)

(その1)

| | | | | | | | |
|--------------|------|---------|------|----|-------|-----|-----|
| 署長 | 副署長 | 課長 | 課長代理 | 係長 | 検察官報告 | 年月日 | 微第号 |
| 微罪処分手続書 | | | | | | | |
| 検挙年月日 | | 年月日 | | | | | |
| | | 大阪府 警察署 | | | | | |
| 検挙者 | | 司法 | | | | | |
| 被疑者 | 本籍 | | | | | | |
| | 住居 | | | | | | |
| | 職業 | | | | | | |
| | ふりがな | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | |
| | 年齢 | | | | | | |
| 年月日生 (歳) | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 犯罪事実の要旨 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 犯歴 (指名手配) | | | | | | | |
| 照会結果 | | | | | | | |
| | | | | | | | |

供述書

- 1 私は、自分の意思に反して供述しなくてもよいことを告げられようわかりました。
- 2 私は、ただ今読み聞かせていただきました犯罪事実のとおり罪を犯したこと間に違ひありません。
- 3 このことにつきましては悪いことをしたと反省しています。
- 4 今後は再びこのような過ちを犯さないことを誓います。

年 月 日

住居

氏名

(印)

大阪府

警察署長 殿

請書

上記の者 に対して、今後は十分戒め、再びこのようなことがないよう私が責任をもって監督します。

年 月 日

住所

職業 (電話) - - -)

本人との関係

氏名

(峰 歳)

大阪府

警察署長 殿

| | | |
|-------------|--|----|
| 処分の際の 処置 | 被疑者に対し、厳重に訓戒を加えて、将来を戒めるとともに、被害者に対する被害の回復、謝罪その他適當な方法を講ずるよう諭した。 | 司法 |
| | 親権者、雇主その他被疑者を監督する地位にある者又はこれらの者に代わるべき者を呼び出し、将来の監督につき必要な注意を与えて、その請書を徵した。 | 司法 |

被 害 者 供 述 書

私は、ただ今説明を受けましたとおり
被害を受けました。

の

年 月 日

住 所

職 業

(電話) - - - -)

氏 名

(印)

（ 年）

大阪府

警 察 署 長 殿

事件処理

大 阪 府

警 察 署

担 当 者

司 法

(印)

参考資料2

(簡) 様式第6号

(甲の1)

供述調書

| | | | | |
|------------------|--------------|---|-----|--|
| 被 疑 者 者 | 本籍 | | | |
| | 住居 | (電話 - - -) | | |
| | 職業・勤務先 | (電話 - - -) | | |
| | 氏名、年齢 | 年月日生(歳) | | |
| 取調官 | 大阪府警察署 司法 | | (印) | |
| 取調べ及び 作成の日、場所 | 平成 年月日 | | | |
| 上記の者に対する | | 被疑事件につき、本職は、あらかじめ被疑者 に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次の とおり供述したので、これを録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て本調 査末尾に署名 印した。 | | |
| 出生地 | | | | |
| 前科 | | | | |
| 犯罪前歴 | | | | |
| 学歴 | | | | |
| 経歴 | | | | |
| 資産 | | | | |
| 月収 | | | | |
| 家族関係その他 | | | | |
| 参考事項 | | | | |
| 犯罪事実関係 | | | | |

参考資料3

(簡) 様式第6号の2

(甲の2)

供述調書

| | | | | |
|--|--|---------|--|---|
| 被 疑 者 | 本籍 | | | |
| | 住居 | (電話) | | |
| | 職業・勤務先 | (電話) | | |
| | 氏名、年齢 | 年月日生(歳) | | |
| 取調官 | 大阪府 警察署 司法 | | | 印 |
| 取調べ及び作成の日、場所 | 平成 年 月 日 | | | |
| 上記の者に対する <input type="checkbox"/> 被疑事件につき、本職は、あらかじめ被疑者に對し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次とおり供述したので、これを錄取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て本調書末尾に署名 印した。 | | | | |
| 出生地 | 私が生まれた所は、 | | | |
| 前犯 罪前科歴 | 前科前歴は、 <input type="checkbox"/> ありません。 <input type="checkbox"/> あります。 () | | | |
| 学経歴 | | | | |
| 資産 | 資産は、 <input type="checkbox"/> ありません。 <input type="checkbox"/> あります。 () | | | |
| 月収 | 月収は、 <input type="checkbox"/> ありません。 <input type="checkbox"/> 万円くらいです。 | | | |
| 家そ参考 族の事 関係他項 | | | | |
| 犯罪事実関係 | | | | |
| 現在の心境等 | | | | |

- (注意) 1 本書は、 に限り用いることができる。
 2 印のある欄については、該当の印の中に ✓ を付けること。

参考資料4

(簡) 様式第7号

供述調書(乙の1)

| | | |
|--------------|---------------|------------|
| 供述者 | 住居 | (電話――――――) |
| 氏名、年齢 | 職業・勤務先 | (電話――――――) |
| 取調官 | 大阪府 警察署 司法 | (印) |
| 取調べ及び作成の日、場所 | 平成 年 月 日 | |

上記の者は、本職に対し、任意次のとおり供述したので、これを録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て本調書末尾に署名 印した。

（以下15行の空欄）

参考資料 5

(備) 様式第7号の2

(その1)

供述調書(乙の2)

| | | |
|------------------|---------------|--------------|
| 供 述 者 | 住 居 | (電話) - - -) |
| | 職業・勤務先 | (電話) - - -) |
| | 氏名、年齢 | 年 月 日生 (歳) |
| 取 調 官 | 大阪府 警察署 司法 | (印) |
| 取調べ及び 作成の日、場所 | 平成 年 月 日 | |

上記の者は、本職に対し、任意次のとおり供述したので、これを録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て本調書末尾に署名 印した。

印

- (注意) 1 本書は、[]に限り用いることができる。
2 □印のある欄については、該当の□印の中にレを付けること。

参考資料 6

(簡) 様式第4号

任意提出書・領置調書・仮還付請書(甲の1)

| | | | | |
|---|--------|----------------|---------------------------------|--------|
| 任 意 提 出 書 | | 平成 年 月 日 | | |
| 大阪府 警察署 司法 | | 殿 | | |
| 住 居 | | | | |
| 職 業 | | (電話) - - - -) | | |
| 氏 名 | | (印) (歳) | | |
| 下記物件を任意に提出します。用済みの上は、処分意見欄記載のとおり処分してください。 | | | | |
| 提 出 物 件 | 品 名 | 数 量 | 提 出 者 処 分 意 見 | 備 考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(注意) 還付不要の物件には、提出者処分意見欄に必ず「所有権を放棄する。」旨明記させること。

| | | | | | | |
|--|------|-----------------------|-----|-----------------------|-----------|-----|
| 領 置 調 書 | | 平成 年 領 第 号 | | | | |
| 大阪府 警察署 司法 | | 日 (印) | | | | |
| 被疑者 | に対する | 被疑事件につき、本職は、 において、 | | | | |
| 平成 年 月 日 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 差出人が任意に提出した | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> が遺留したと認めたので次の者を立ち会わせて | | 下記目録の物件を領置した。 | | | | |
| 立会人(住居、職業、氏名、年齢) | | | | | | |
| 押 収 品 目 錄 | | | | | | |
| 符 号 | 番 号 | 品 名 | 数 量 | 差出人(遺留者)の 住 居, 氏 名 | 所有者の住居、氏名 | 備 考 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(注意) 1 符号は、鑑定品目録によって付ける押収物の整理番号である。

2 検察官に送らないで処分したものについては、その旨を備考欄に記入すること。

3 □印のある欄については、該当の□印の中に△を付けること。

4 上部欄外の領置番号は、検察庁で記入する。

| | | | | |
|---|-----|----------|----------|-----|
| 仮 還 付 請 書 | | 平成 年 月 日 | | |
| 大阪府 警察署 司法 警察員 | | 殿 | | |
| 住 居 | | | | |
| 氏 名 | | (印) | | |
| 下記目録の物件の 仮還付を受け、領収しました。必要なときはいつでも提出します。 | | | | |
| 目 錄 | | | | |
| 符 号 | 番 号 | 品 名 | 数 量 | 備 考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| (注意) 還付に用いるときは、「仮」及び「必要なときは・・・。」を削ること。 | | | 取扱 者印 | |

参考資料7

(簡) 様式第4号の2

任意提出書・領置調書・仮還付請書(甲の2)

| | | |
|---|--------|----------|
| 任 意 提 出 書 | | 平成 年 月 日 |
| 大阪府 | 警察署 司法 | 年 殿 |
| 住 居 | | |
| 職 業 | (電話 | - - -) |
| 氏 名 | | 印 () 歳 |
| 下記目録記載の [] を任意に提出します。用済みの上は、 <input type="checkbox"/> 私に返してください。 <input type="checkbox"/> 持主に | | |
| 備 考 | | |

- (注意) 1 本書は、[] に限り用いることができる。
2 印のある欄については、該当の□印の中に ✓ を付けること(以下同じ。)。

| | | |
|---|-----------------------------------|-----------------------|
| 平成 年 領第 号 | | |
| 領 置 調 書 甲 乙 | | 平成 年 月 日 |
| 大阪府 | 警察署 司法 | 年 殿 |
| 被疑者 | に対する <input type="checkbox"/> [] | 被疑事件につき、本職は、 において、 |
| 平成 年 月 日 | | |
| <input type="checkbox"/> 差出人が任意に提出した下記目録記載の [] | | |
| <input type="checkbox"/> が遺留したものと認められる下記目録記載の [] を発見したのでこれを 領置した。 | | |
| 差出人、遺留者の 住 居、氏 名 | | |
| 所 有 者 の 住 居、氏 名 | | |
| 立会人(住居、職 業、氏名、年齢) | | |
| 備 考 | | |

(注意) 上部欄外の領置番号は、検察庁で記入する。

解 月 日 時 分 未 届
除 受理者情報管理課 () 未即報

| | | |
|--|-----------|----------|
| 仮 還 付 請 書 | 平成 年 月 日 | |
| 大阪府 | 警察署 司法警察員 | 年 殿 |
| 住 居 | | |
| 氏 名 | | 印 |
| 下記目録記載の [] の 仮還付を受け、領収しました。必要なときはいつでも提出します。 | | |
| (注意) 還付に用いるときは、「仮」及び「必要なときは・・・。」を削ること。 | | 取扱 者印 |

| 目 | 録 | | | |
|-----|-----|--|--|-----|
| 数 量 | 特 徵 | | | 備 考 |
| [] | | | | |

(注意) 検察官に送らないで処分したものについては、その旨を備考欄に記入すること。

參考資料 8

(簡) 樣式第5号

(その1)

実況見分調書(甲の1)

平成 年 月 日

大阪府

警察署

司法

印

被疑者

に対する

被疑事件につき、本職は、

下記のとおり実況見分をした。

方 位

現場付近の見取図

方 位

現 場 の 見 取 図

(注意) 現場の写真は、別葉とし、撮影者をしてその職名を記入し、署名押印させること。

参考資料9

(簡) 様式第5号の2

実況見分調書(甲の2)

平成 年 月 日

大阪府

警察署

司法

印

被疑者

に対する

被疑事件につき、本職は、

下記のとおり実況見分をした。

| 口 | 時 | 平成 | 年 | 月 | 日 | 午 | 時 | 分から 分まで |
|--------------------------|---|---------------------------------------|---|---|---|---|---|------------|
| 場 | 所 | | | | | | | |
| 目 | 的 | 本件犯行の状況を明らかにし、証拠を保全するため。 | | | | | | |
| 立会人 〔住居、職業、 氏名、年齢〕 | | | | | | | | |
| 現場の状況 | 1 | 被害現場は、 である。 | | | | | | |
| | 2 | 立会人が指示した被害場所は、現場の見取図に×で示した地点で あつた。 | | | | | | |
| | 3 | 立会人は、 と説明した。 | | | | | | |
| | | 方 位 | | | | | | |
| 現場の見取図 | | | | | | | | |
| 参考事項 | 1 | 見分時の天候は であった。 | | | | | | |
| | 2 | 証拠資料(有・無) | | | | | | |

- (注意) 1 本書は、[]に限り用いることができる。
2 □印のある欄については、該当の□印の中に ✓ を付けること。

参考資料10

(その1)

(簡) 標式第8号

| | |
|-----|----|
| 不拘束 | 現行 |
|-----|----|

| | |
|---|-------|
| 閲 | 主任検察官 |
| | |
| | |
| | |

送致書
送()第 号
平成 年 月 日
檢察庁 殿

大阪府 警察署
司法警察員

(印)

下記被疑事件を送致する。

| 検番号 | 検第 | 号 |
|--------------|--------|-------------|
| 罪名、罰条 | | |
| 被疑者の氏名等 | | 年 月 日生(歳)性別 |
| 前科 | 添付 | 月 日 照会 |
| 身上 | 添付 | 月 日 照会 |
| 外国人登録 | | 年 月 No. |
| 逮捕の日時 | | 月 日 午 時 分 |
| 身柄連行 | 有 無 | |
| 犯罪発覚の端緒 | | |
| 犯罪事実 | 記載のとおり | |
| 犯罪の情状等に関する意見 | | |
| 検査主任官 | 警電 | |

(注意) 左上欄外及び前科、身上、身柄連行欄の各該当部分に赤○を付け、前科・身上照会中の場合は、月日を記入すること。

(简) 楷式第8号

平成 年 領第 号

証 拠 金 品 総 目 錄

| 符 号 | 品 名 | 数 量 | 差 出 人 等 の 氏 名 | 所 有 者 の 氏 名 | 備 考 | |
|-----|-----|-----|---------------|-------------|-----|-------|
| | | | | | 警 察 | 檢 察 官 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

書類 目録

(注意) 1 この証拠品目録は、検察官送致、保管委託（警察署保管を含む。）、仮還付の順序に記載し、
符号は一連の整理番号とすること。ただし、保管委託及び仮還付のものについては、その旨備考
(警察) 棚に記載すること。
2 上部欄外の領収番号は、検察庁で記入する。